

互助慣行としての東アジアの小口金融—日本と韓国、中国、台湾との比較—

恩田守雄(流通経済大学)

1. 序

本報告は東アジアの互助慣行のうち小口金融という再分配的行為について述べる。これは日本ではモヤイと呼ばれ、ヒト（労力モヤイ）やモノ（物品モヤイ）、カネ（金銭モヤイ）を中央に集約しそれをメンバーで再分配する行為である。日本では頼母子や無尽と呼ばれてきた。ここで言う小口は1回の出資が小額で金融機関ではなく地域住民の間で出資しそれをメンバーで再分配する仕組みをさす。これはアジアやアフリカなど世界各地で見られ、Rotating Savings and Credit Association (ROSCA, Roscas)と言われる。日本と比較し韓国の契、中国の合会、台湾の標會の特徴を浮き彫りにする。なお村落で特定の物品や必要な作業をするために資金を集める行為も小口金融として捉える（*）。

2. 日本の頼母子、無尽—「自生的な社会秩序」としての小口金融（積金式と割引式）

頼母子あるいは無尽と言われた小口金融は日本各地で多く見られ現在も行われている（恩田，2006）。大正年間には購入物件の名称をつけた畳頼母子やふとん講、自転車講などがあつた。寺頼母子や学校頼母子は寺院や学校の維持管理のため必要な資金が調達された。この小口金融の起源は鎌倉期に宗教的な講話を聞く場がしだいに「講」としての組織とその維持管理のために集めたお金を貧者救済に活用した運用から指摘されてきた。外国から伝来したものではなく寺院とは別に人々の生活の中から生まれた仕組みが「講」に結びついたとする説もある（池田，1930，29-30 頁:48 頁）。頼母子と無尽の発生を記録文書に求めることが多いが、突然鎌倉や室町時代に頼母子や無尽が出現したわけではなく、人間の「生活の知恵」（生活知）から生まれその萌芽は人類の生存とともに古いと言えよう。

頼母子は発起人として生活困窮者が親となり仲間を募る「親頼母子」と特定の人の救済を目的としない「親無し頼母子」がある。前者は親が仲間から集めたお金を最初に受け取り次回以降入札やくじ引きで受取人を決める。親は返済の全額あるいは一部また支払い利息を免除されることがある。後者の頼母子では利殖目的の入札式が多い。くじ引きでは掛金が固定し、入札では落札者の提示する額がその都度異なるが「積金式」と「割引式」に大別される。前者は落札者が一定の掛金に利子分を上乗せして払い他の会員は所定の掛金を払う。後者は掛金より少なく受け取り定額の掛金を払い他の会員は掛金より少ない金額を払う。このため後で受け取る人ほど利息分あるいは割引分得をする。

3. 韓国の契—生活に浸透する多様な契

体系的な調査は朝鮮総督府の嘱託であつた李覚鍾が契の種類（公共事業，扶助，産業，娯楽，金融）、機関（契長〈契の代表〉他）、財産、解散についてまとめた『契に関する調査』が最初とされる（李，1923）。契の起源が高麗朝末期以来の地租以外に臨時で戸布という税を求め、それが軍事上の必要性からも要求されたため、農民が不足の事態に備えある程度の蓄えをした軍布契という組織に始まる。その後何らかの有事に備える組織として発展する。日本人による調査では同じく朝鮮総督府の善生が契の性質、分布、組織、現状、取り締まりについて分析した『朝鮮の契』を嚆矢とする（善生，1926）。1943年朝鮮総督府の『調査月報』に執筆した鈴木は契と日本の講の類似を指摘した（鈴木，1958）。洞契、婚葬契、殖産契、娯楽契などあるが、金融契には直接資金を運用するものと特定の物品購入のものがあつた。前者の利殖目的では資金を契員に低利で融資するか契員外に高利

で融資しその利子を契員で分配する。日本のように特定の困窮者を救済する契は少ない。

現代の契は将来の出費に備え積み立てる契と利息目的の契に大別される。多いのは前者の親睦契などである。慶尚北道慶州市の江東面仁洞里良洞村道では両班や田畑を持つ人が契を行っていた。さらに持ち逃げにより信頼関係がなくなるとその継続は難しい。珍島の細方里では金銭を集めて順番に受け取る契の他に、子供の誕生や結婚式、親の 60 歳 70 歳という節目の祝い金を出すために親戚とする親睦契、また親の死亡時に手助けする喪契があった。落札契は持ち逃げする者が多く今はほとんどないが冠婚葬祭の契だけは続いている。同島義新面では積み立ての旅行契が現在もある。新安郡の黒山島では葬儀に墓穴を掘り料理の世話をする喪布契がある。また生活困窮者が最初に受け取る親睦契もあり、金融契の他に貴金属の金だけを集める指輪契もある。同郡都草島では金融契はないが最後に受け取る人が一番多く米を手に入れる穀物契があり喪布契とともに今も続いている。莞島郡の徳牛島では金融契はなく旅行契も今は少ないが、葬式の契だけは残り必要なお金や米を出している。ソウルなどの大都市では射幸心を煽る多額の出資金を求める契がある。

4. 中国の合会—社会主義以前と現代中国の小口金融

経済的な支援の仕組みは江南農村では銭会と言われ、講会、銭社、また単に会とも社とも呼ばれた(福武, [1946] 1976, 136 頁)。都市の貯蓄目的に対して農村では互助的性格が強い。この銭会には金銭の必要度に応じて受け取る順番を決める認会、受け取りを入札(投票)で決める貯蓄や投機中心の標会、最初の受取(発起)人の会主(首)を決めた後はサイコロで決める揺会がある(同上, 136-139 頁)。『支那満州民事慣習調査報告(中)』には抜会、請遙社、積金会、協済会、雲遊会、幫会、請銭会、銀銭会、揺銭会などが出てくる(清水・張, 1944)。集めた資金を運用して利息を得て線香やろうそくを購入する油蠟年貨会などもあった。この他親牛を貸して生まれた子牛で利息として返済するあるいは牛の共同所有では田畑に応じて出資の株数を決めて購入した。特定の物品購入や井戸の掘削作業のため金銭を集めた組織は唐の時代からあり、明や清には金銭收受の使徒が限定されない互助合作が登場する(清水, 1951, 487-518 頁)。銀会、糾会、集賢会、積金会、協済会、雲遊会、請会、領会、打会、約会など多様な名称があった。利息分を含めた受け取り金額と順番があらかじめ決まっているもの、また入札では受取人が元の会金に利息をつけて払い続ける「堆積会」と会金よりも少ない金額を受け取ることで利息を払う「縮金会」がある。これは日本の「積金式」と「割引式」に対応する。

地域による差異はあるがここでは合会を統一的な呼称とする。吉林省の榆樹市環城郷福安村福安屯では困窮者がいれば必要に応じてお金を出す合会はこの地域にはない。同省の徳恵市迎新村一社でも都市の企業や市役所、学校でする金銭積み立ての互助組織は見られない。福建省の沙埔鎮坑北村下海では 1970 年代頃合会があったが持ち逃げが多くなかった。現在麦や野菜、ピーナッツなど作物の収穫があり生活が豊かで小口金融は少ない。上海市近郊の海口鎮前村村ではお金ではなく米を出したが、今は国が救済することだと考え個人ですることは少ない。もともと中国の村落は共同性よりも分離性すなわち共同体的性格が消極的にしか認められないという主張があった(福武, [1946] 1976)。これに対して清水は清朝以前の資料を駆使して地縁共同体として結合と分離という二面性を指摘した(清水, 1951, 643-659 頁)。それは「自生的な社会秩序」という点で結合(相互扶助)と同時に分離(私的な合理性の追求)両者の併存を意味する。農村の合会は会員間の支援

や友好関係が重視されている。ただ聞き取りをした農村では都市ほど小口金融は多くない。

5. 台湾の標會—台湾人と原住民（先住）民の小口金融

日本の植民地統治期に臨時台湾旧慣調査会が行った『報告書』には小口金融の記載はほとんどない。しかし金銭に関わる共益慣行では身寄りのない死者の埋葬地用に寄付された義塚に敷設した義塚田でその収益を管理費用に充当しまた医療施設を併設している（臨時台湾旧慣調査会編，1903，459-461 頁〈上巻〉）。この他同族が子弟のために書田を提供し、その土地収益を勉学や学位取得の費用にした（同上，1906，518-520 頁）。またお米や現金などで葬儀費用を支援する「父母會」の記述がある（同上，1907，284 頁〈上巻〉）。現代の台湾では桃園県新屋郷大坡村では 50 年くらい前お米を出して標會をしたが今は現金で行う。たとえば 1 万元出して毎月その金額に最も高い利息をつけた人が落札し、落札者は以後 1 万元に利息をプラスして出す「外標」と 1 万元より受け取りを少なくする額が最も大きい人が落札する「内標」がある。受け取りが続く「活會」は全員が受け取ると「死會」（解散）になる。台東県綠島中寮村では標會は信頼関係にある農会の仲間や親戚の 24 人くらいで月 1 回集まり最低でも 1 千元出す（内標、割引式）。

臨時台湾旧慣調査会の『蕃族報告書』にも小口金融の記載はない。共益志向が強い原住民の共同生活ではこうした仕組みは必要なかったと言える。現代の台東県海端郷利稻村の 40 代プユマ族の男性の話では必要なお金は親戚から借りるので「會」は聞いたことがない。しかし同村のブヌン族の年配の女性は「招會」や「互助會」のような漢族と同じ名称の「會」を聞いたことはあるが昔も今も自分も行っていない。同じ原住民の 60 代の頭目（代表）によると、この集落では農会が農機具の購入で補助金を出すため「招會」はしない。ただ植民地当時早くから同化したアミ族では花蓮県玉里鎮樂和里の 70 代の頭目は信頼できる隣近所や同郷の人 20 人くらいで月 1 回集まり 1 万元出す。一番利息を払う人が入札する「積金式」で、得たお金は生活用品に使う。なお頼母子という言葉は今も使う。

6. 結語

以上述べたようにヒト（労力）、モノ（物品）、カネ（金銭）を集め、メンバー間で分け合う再分配的行為は日本、韓国、中国、台湾で共通に見られる。いずれもヒトの共同作業や必要なモノを拠出するあるいは入手して共有化する仕組みは近似し、特に小口金融では各国でやり方が異なるものの受け取りは「積金式」と「割引式」に大別される。特定の生活困窮者を助ける救済型から会員相互で利息を得ながら生活を維持する共済型へ、さらに出資金が増え射幸心を刺激する多額の利息を得る利殖型に変わる点もほぼ共通する。何よりも利息がよく銀行で求める担保を必要とする面倒な手続きがないことが小口金融の普及要因と言える。ただその基底にはメンバー間の親睦を深める性格がある点に変わりはない。各国で小口金融の浸透度合いや表れ方が異なるのは集団志向のシマ社会（日本人）、集団と同時に個人志向も強い半島社会（韓国人）、家族を中心とした個人志向の大陸社会（中国人）、大陸社会の要素をもつ準シマ社会では原住民に対して台湾人の個人志向という社会特性を反映した違いがある（恩田，2015）。「生活の知恵」（生活知）から生まれた「自生的な社会秩序」として一定の成果を住民で分かち合う行為は今後も続くだろう。

*本稿は 2011 年度から 2014 年度の科学研究費助成事業による研究成果の一部である（課題番号 23530679 基盤研究 C 課題研究「互助ネットワークの民俗社会学的国際比較研究」個人研究）。

<参考文献>

- 福武直,[1946]1976『中国農村社会の構造』(福武直著作集第9巻)東京大学出版会。
 池田龍蔵, 1930『稿本無尽の実際と学説』全国無尽集会所。
 李覚鍾, 1923『契に関する調査』(近現代資料刊行会企画編集, 2000『植民地社会事業関係資料集朝鮮編25』<戦前・戦中期アジア研究資料1>, 現代資料刊行会, 37-54頁)。
 恩田守雄,2006『互助社会論』世界思想社。
 恩田守雄,2017「東アジアにおける互助慣行としての小口金融」『社会学部論叢』27(2)1-27。
 Onda, Morio. 2013. Mutual help networks and social transformation in Japan. American Journal of Economics and Sociology, 72(3) 531-564.
 臨時台湾旧慣調査会編, 1903-7 『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回報告書』(第1回上巻(1903), 第2回第1巻(1906), 第2回第2巻上巻(1907)>臨時台湾旧慣調査会。
 臨時台湾旧慣調査会編, 1918『蕃族慣習調査報告書』(第二巻, 第三巻, 第四巻), 臨時台湾旧慣調査会。
 清水金二郎・張源祥訳, 1944『支那満州民事慣習調査報告(中)』大雅堂。
 清水盛光, 1951『中国郷村社会論』岩波書店。
 鈴木榮太郎, 1958「朝鮮の契とプマシ」『民族学研究』27(3)22-28(552-558)。
 善生永助, 1926『朝鮮の契』(調査資料第17輯)朝鮮総督府。

<表:現地調査箇所>

国	調査年月	調査地
韓国	2011年9月	・全羅南道海南郡玉泉面永信里・珍島郡智山面細方里・麗水市華井面沙島
	2012年3月	・順天市樂安面東内里・珍島郡義新面カゲ里 ・新安郡黒山島、都草島・莞島郡徳牛島
	2012年8月	・麗水市金鰲島、突山島・済州島済州市、西帰浦市
	2014年9月	・新安郡荏子島、者羅島、安佐島、荷衣島、押海島 ・慶尚北道慶州市江東面仁洞里・慶尚南道河東郡青岩面黒犬溪里 ・新安郡飛禽島・莞島郡青山島・高興郡外羅老島・麗水市白也島
中国	2009年3月	・黒竜江省齊齊哈爾市富裕県塔哈郷大高粱村、鉄峰区扎龍郷扎龍村 ・吉林省榆樹市環城郷福安村、徳恵市迎新村 ・遼寧省海城市感王鎮石橋子村、荘河市栗子房鎮
	2012年9月	・江蘇省塩城市塩都区藩黄鎮仰徐村, 塩城市葛武鎮董伙村 ・福建省福清市沙埔鎮坑北村、海口鎮前村村
	2013年3月	・上海市青浦区陳東村
台湾	2013年9月	・桃園縣新屋郷大坡村・新竹縣新埔鎮照門里・台南市歸仁區 ・宜蘭縣蘇澳鎮南成里・台東縣海端郷利稻村(ブヌン族) ・花蓮縣玉里鎮東豊里、楽和里、春日里(アミ族)
	2014年3月	・澎湖縣西嶼郷小門村、外垵村、竹彎村
	2014年8月	・台東縣緑島郷中寮村、蘭嶼郷東清村、野銀村(ヤミ族) ・澎湖縣望安郷中江村・金門縣金城珍金水里
		・花蓮縣秀林郷富世村(タロコ族)・南投縣魚池郷日月村(サオ族)